

令和5年度 第6回 猿払村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年12月22日 13時30分から14時30分

2 開催場所 猿払村役場2階 第5会議室

3 出席委員 (7人)

会長	10番	水野委員
委員	2番	白田委員
	4番	松谷委員
	5番	尾山委員
	7番	鳴海委員
	8番	安彦委員
	9番	工藤委員

4 欠席委員 (3人)

1番	羽鳥委員
3番	守谷委員
6番	丹治委員

5 議事日程

第1 会期決定

第2 会議録署名委員の指名について

第3 事務報告

第4 議案第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について

第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請

第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について

第7 議案第4号 現況証明願について

第8 その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 阿部局長

事務次長 末永次長

農地係長 川村係長

農地係 藤田主事

## 7 会議の概要

水野会長

ただいまの出席委員数は7名です。定足数に達しておりますので令和5年度第6回総会を開会致します。

日程に入る前に、私から一言申し上げます。

本日は、雪が多く除雪もある中お集まりいただきありがとうございます。本年度も酪農の情勢は悪いままでありますが、来年度も1～3月には配合飼料も1,800円程度値上がると発表されており、厳しい情勢が続くのかなと思いますけどもなんとか乗り越えて、離農者も増えている中、残った人間で団結して…団結力があれば絶対上向きがあるという希望を持ってやっていきたいと思います。

農業委員に関しましても、来年度は農振法の改正とか転用とか離農が増えれば転用等の問題が増えてくると思います。その中で転用も厳しくなってくるということで農業委員の役割も大変重要な形となります。気を引き締めて審議していただきたいと思います。

それでは日程に入っていきたいと思います。

日程第1、会期の決定について。会期は本日一日限りと致しますがこれに、ご異議ありませんか。

委員一同

(異議なしの声)

水野会長

異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りと致します。

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第36条の規定により、5番尾山敬貢君、7番鳴海洋平君と致します。

日程第3、事務報告。内容について事務局より報告します。

阿部局長

日程第3、事務報告。令和5年10月25日から令和5年12月21日までとなっております。

10月25日、令和5年度第5回猿払村農業委員会総会を役場庁議室にて開催され、事務報告、農地法第3条第1項の規定による許可申請について可決されたところでございます。

続きまして11月1日、令和5年度宗谷農村パートナー対策協議会婚活セミナーをオンラインにて事務局2名が受講したところであります。

続きまして11月10日、令和5年度地区別農業委員会研修会が浜頓別町の道の駅施設内で開催され、委員6名と事務局3名が出席したところでございます。

事務報告については以上です。

水野会長 事務報告について、まずは研修に参加された委員の皆さんありがとうございました。

なにか今の報告についてご質問等ございますでしょうか。

なければ議事に入ります。

日程第4、議案第1号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告についてを議題と致します。内容について事務局より説明します。

阿部局長 日程第4、議案第1号、地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について下記の通り報告がありましたのでご審議願いたいと思います。令和5年12月22日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。

詳細につきまして説明いたします。

根拠につきましては、農地法第6条第1項の規定により農地所有適格法人は経営農地のある市町村農業委員会へ毎年決算終了3か月以内に報告書と必要な書類を提出しなければならないという義務がございます。

このことにより今回3件の農地所有適格法人の報告がありました。

まず1件目につきましては有限会社園原農場代表取締役〇〇〇〇氏。

2件目につきましては株式会社ファームアビコ代表取締役〇〇〇氏。

3件目につきましては有限会社ノーススイースターファーム代表取締役〇〇〇〇氏。添付資料につきましては別冊で回覧いたします。以上で説明を終わります。

( 回 覧 中 )

松谷委員 有限会社園原農場は浜頓別町の法人ですが猿払村の委員会に審議する必要があるのですか？

水野会長 土地が猿払村の中にあるので猿払村農業委員会に提出する必要があります。

( 回 覧 終 了 )

ただいまの件について質問等ありますか。

質疑等なければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なしの声)

水野会長 異議なしと認めます。日程第4議案第1号農地法第6条第1項の規定により農地所有適格法人の報告等についてを原案どおり可決、決定いたします。

日程第5議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。内容について事務局より説明します。

阿部局長

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について下記のとおり、農地法第3条の規定による許可申請の提出がありましたのでご審議願います。令和5年12月22日提出猿払村農業委員会会長水野正継。

詳細について説明させていただきます。根拠につきましては、農地法第3条農地又は採草放牧地について所有権を移転し又は地上権、小作権、使用賃借による賃借権、もしくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設置し、移転する場合には政令で定めるところにより当事者が農業委員会の許可を受けなければならないという根拠に基づいて提出されたものです。

譲渡人知来別鈴木博美氏、譲受人知来別鈴木契一氏。面積は511,488.00㎡、現況畑40筆、使用賃借許可日から10年間です。図面につきましては、補足資料をご覧くださいと思います。以上で説明を終わります。

水野会長

ただ今の件について質問等ありますか。  
質疑等なければ本案を可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

委員一同

異議なしと認めます。よって、日程第5議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを原案通り可決、決定いたします。

水野会長

日程第6議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。内容について事務局より報告願います。

阿部局長

議案第3号の審議に入る前に事務局からお詫びと説明をさせていただきます。日程第6議案第3号につきましては前回の10月25日に開催しました第5回農業委員会総会での案件でしたが事務局のミスで登記をする前に農業委員会の総会にお諮りしたことが発覚いたしました。本来であれば登記が終了した後農業委員会総会にかけなければならないということであるため、再度同じ案件を議題にお諮りするものでございます。今回については事務局の不手際ということで申し訳ございませんでした。

それでは説明に入りたいと思います。日程第6議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について下記の者に農用地利用集積計画に決定について、ご審議願います。令和5

年12月22日提出猿払村農業委員会会長水野正継。

詳細について、ご説明させていただきます。根拠につきましては、第18条第1項の規定に基づき、同意市町村は農林水産省で定めるところにより農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないとされておりますが農地を耕作目的で権利を移転設定する場合については村が農業経営基盤強化促進法に基づき農用地利用集積計画を公告することによりまして、賃借権等の権利を設定することができます。

農地利利用集積計画につきましては、賃借による利用集積を推進し、農地の有効利用、認定農業者等の規模拡大等効率的で安定的な経営対を育成するための制度でございます。このことにより議案第3号について詳細を説明させていただきます。

まず1件目は、貸主北海道農業公社、借主丹治智寛氏、2筆、85,511.00㎡、賃貸借年85,520円。

続きまして2件目は、貸主〇〇〇〇、借主〇〇〇〇、3筆、181,260.00㎡、賃貸借年125,280円。

続きまして3件目は、貸主〇〇〇〇、借主〇〇〇〇、2筆、199,168.00㎡、賃貸借年119,500円。

続きまして4件目は、貸主〇〇〇〇、借主〇〇〇〇、2筆、136,662.00㎡、60,020円。次のページをお開き願います。

続きまして5件目は、貸主〇〇〇〇、借主〇〇〇〇氏、20筆、686,887.00㎡、賃貸借年490,940.00円。

農地につきましては、附属資料をご確認いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

水野会長

ただ今の件についてなんですけども、先ほど局長からお詫びがありましたが、本来公社からの申請書が農業委員会に来てから委員会にかけるべきところを申請書が来る前に総会にかけてしまい、無効な審議をしてしまったことをお詫び申し上げます。

改めまして事務局より報告ありました件について、質問等ありませんでしょうか。

質疑が無ければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同

(異議なしの声)

水野会長

異議なしと認めます。よって、日程第6議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを原案通り可決、決定します。

日程第7議案第4号、現況証明願についてを議題といたします。内容に

ついて事務局より報告願います。

阿部局長

日程第7議案第4号、現況証明願について下記の通り、現況証明願の提出がありましたのでご審議願います。令和5年12月22日提出猿払村農業委員会会長水野正継。

詳細について説明いたします。根拠につきましては土地登記簿上の地目が畑また田となっている土地を所有権移転等の登記をする場合は原則農地法の許可証の添付が必要となります。このことにより現況証明願の詳細について説明させていただきます。

所有者は3筆とも〇〇〇〇氏で、

1筆目は浅茅野台地342番地399、公募地目畑、現況原野、面積66,190.00㎡、過去5年以前より原野利用。

2筆目は浅茅野台地342番地411、公募地目畑、現況原野、面積502.00㎡、過去5年以前より原野利用。

3筆目は浅茅野台地342番地452、公募地目畑、現況原野、面積7,557.00㎡、過去5年以前より原野利用。

以上で説明を終わります。

水野会長

ただ今の件につきまして質疑等ございますでしょうか。

松谷委員

こういった案件は本人からの申請があって総会にかけているものだと思いますが、〇〇さんはなにか目的があって申請しているのでしょうか。

末永次長

〇〇〇〇さんが離農してその土地を公社に買ってもらおうと思っていたんですけど、公社は畑しか買わないので、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんに売ってなったときに公社からはじかれてしまったんですよ。ただ〇〇さんは土地をすべて処分したいということで〇〇さんが原野価格で購入するということになりました。

水野会長

他にご質問はございませんか  
無ければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同

(異議なしの声)

水野会長

異議なしと認めます。  
よって、日程第7議案第4号、現況証明願についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第8その他として、事務局よりなにかございませんか。

- 末永次長 農業新聞なんですけど来月1月から引き落としさせていただきますので報告させていただきます。
- 水野会長 委員の方からなにかございませんか
- 工藤委員 ちょっと話戻るんですけど、議案第3号の計画する土地の対価なんですけどこれは相対の金額なのか、それともなにか基準があるのでしょうか。
- 末永次長 単価については、各振興会で決められています。
- 工藤委員 そこは農業委員会がかかわっていないということですか。
- 末永次長 そうですね。
- 水野会長 他になにかありませんか。  
無ければ第6回猿払村農業委員会総会を終了いたします。  
本日はどうもお疲れ様でした。

議 長 水 野 正 継

会議録署名委員 鳴海洋平

会議録署名委員 尾山敬貞